

輸入牛検査の実施

オーストラリアから輸入された牛の輸入検査の実施

分類：新着ニュース, 農業

登録日：平成 29 年 3 月 7 日 | 下関農林事務所畜産部(西部家保)

西部家畜保健衛生所では、下関市内の肉用牛農場でオーストラリアから輸入されてきた肥育素牛の輸入牛検査を実施しています。

わが国では生体で輸入承認された家畜は入国時、農林水産省動物検疫所で一定期間内に種々の家畜の伝染性疾病検査(国家検疫)が行われ、検査に合格した家畜のみが全国各農場への移送許可を受けています。しかし、潜伏期間の長い疾病については動物検疫所内での摘発が困難なことから、二重の検査機関として移送先の家畜保健衛生所が家畜の導入先農場で引き続き3か月間にわたり、経過観察のための検査を実施しております。

当所管内には、県内で唯一の生体輸入農場があり、当所では、輸入の都度、その検査に対応しています。

今後も、当所としては県内の畜産農家の皆さん方が安心して家畜の飼育ができるようにするため、引き続き、国との連携強化を図り、外国からの家畜伝染性疾病等の国内侵入防止に努めてまいります。



輸入牛の着地検査風景

問合せ先

メール：a171073@pref.yamaguchi.lg.jp 電話：083-766-1018